

令和7年10月から開始される新しい就労系障がい福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

対象者

新たに就労継続支援B型の利用を検討している方で、
下記以外の方

- ・50歳に達している方
- ・障害基礎年金1級を受給している方
- ・就労経験がある方

令和7年10月以降、
原則就労選択支援の利用が必要

- ・新たに就労継続支援A型の利用を検討している方
- ・就労移行支援を既に利用しており、標準利用期間を超えて更新を希望する方

令和9年4月以降、
原則就労選択支援の利用が必要

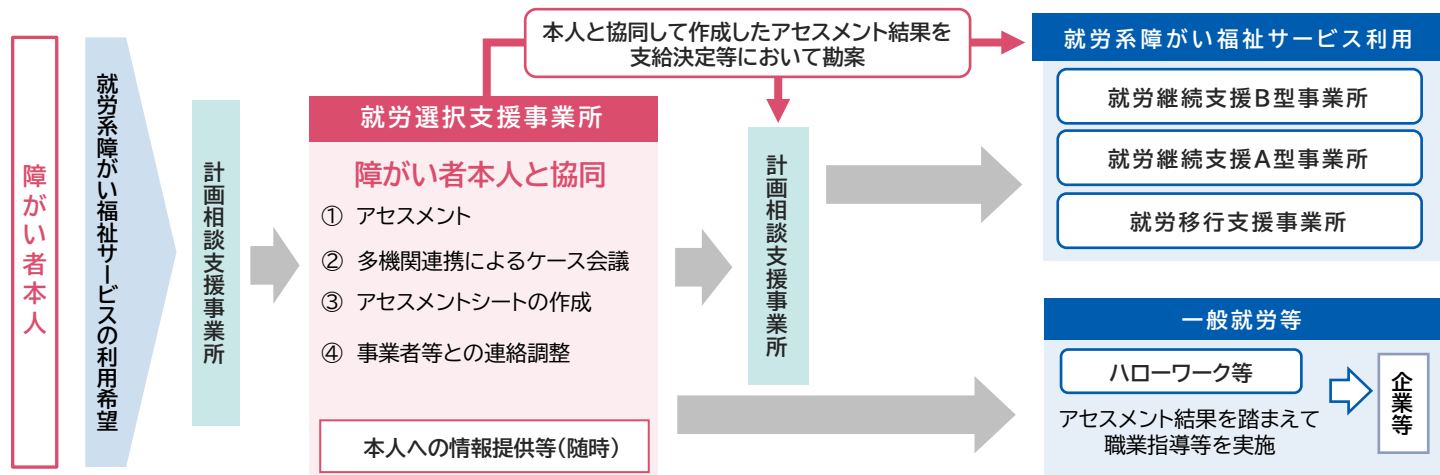
(上記以外の方で)

- ・新たに就労移行支援または就労継続支援の利用を検討している方
- ・現在、就労移行支援または就労継続支援を利用している方

令和7年10月以降、
希望に応じて就労選択支援の
利用が可能

内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

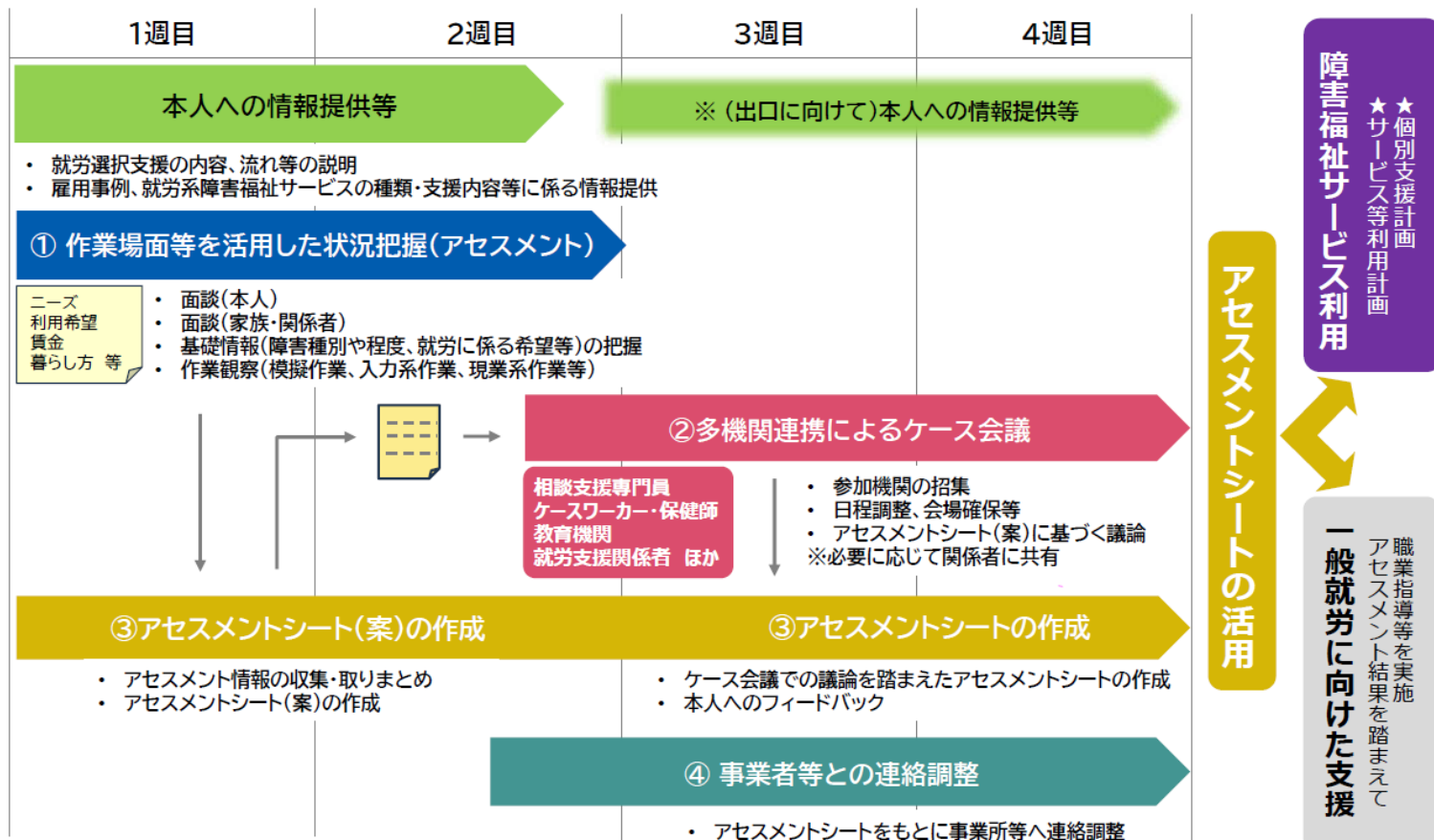
本人が本来持っている就労の可能性
を知り、選択肢の幅を広げることが
可能になります

多機関の連携により、
様々な客観的視点から、本人の
意思決定のサポートを行います



具体的な利用の流れ(標準1か月)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



【出典】厚生労働省「就労選択支援について」(令和7年3月13日行政説明)

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

各区窓口や相談支援事業所にご相談ください！

(福祉・介護保険課)

	電話番号	FAX番号
東区	092-645-1067	092-631-2191
博多区	092-419-1079	092-441-1701
中央区	092-718-1100	092-715-5010
南区	092-559-5121	092-512-8811
城南区	092-833-4102	092-822-0911
早良区	092-833-4353	092-831-5723
西区	092-895-7064	092-881-5874

(健康課)

電話番号	FAX番号
092-645-1079	092-651-3844
092-419-1092	092-441-0057
092-761-7339	092-734-1690
092-559-5118	092-541-9914
092-831-4209	092-822-5844
092-851-6015	092-822-5733
092-895-7074	092-891-9894

